

# ○都市計画道路（桑園・発寒通）の変更



航空写真（2009年撮影）

## 1 都市計画変更の内容

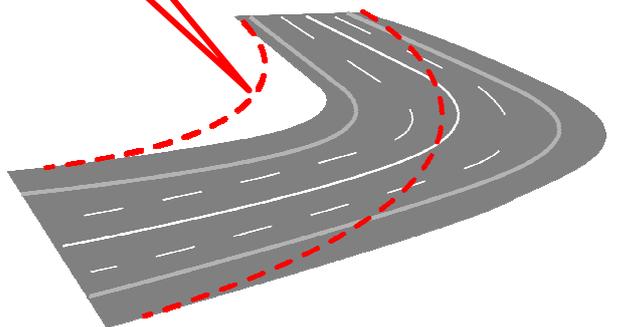
3・4・19 桑園・発寒通

○一部区域の変更（都市計画上必要な車線数および幅員が確保されているものの、道路の線形が異なる区間について、現況道路線形への変更を行う）

○車線数の決定（4車線）



カーブを緩やかにする計画（点線）を見直し、都市計画道路の線形を現況道路線形に合わせます



## 2 都市計画変更の経緯（理由）

札幌市では、計画はあるものの長期間整備が行われていない都市計画道路について、平成 20 年 3 月に「札幌市都市計画道路の見直し方針」を策定し、計画の見直しを行っている。

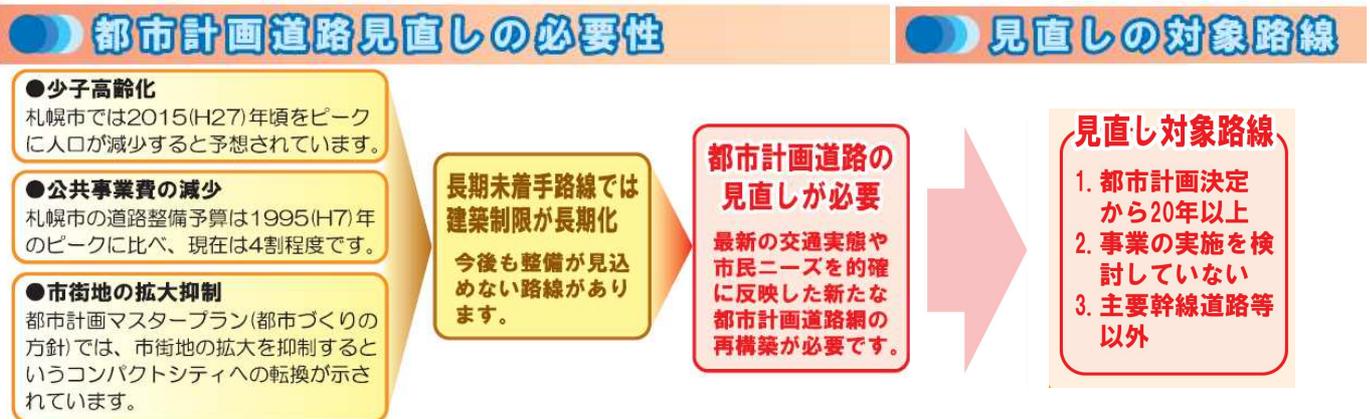
3・4・19 桑園・発寒通のうち、表面図中赤色の区間は、道路を拡幅しカーブを緩やかにする都市計画が昭和 32 年 4 月に決定されているが、沿道状況などから、今日まで未整備の状況である。

このことから、「札幌市都市計画道路の見直し方針」に基づき検討を行ったところ、現在の道路区域内で都市計画に必要な車線数および幅員が確保されており、道路構造令の基準に基づく線形の確保が可能であることから、都市計画道路の線形を現在の道路線形に合わせて変更を行う。当該区間については、道路の拡幅をせず、現在の道路区域内で改良工事を実施する予定である。

また、同時に車線の数をも 4 車線と決定する※。

※平成 10 年に「都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年 10 月 21 日政令第 331 号）」が施行され、都市計画道路の車線数を都市計画で定めることとなった。この政令が施行される以前に都市計画決定された都市計画道路は、都市計画、車線数が未決定であり、札幌市では、都市計画変更が必要になった際にあわせて車線数を決定している。

（参考）「札幌市都市計画道路の見直し方針（概要版）」



※2 道路構造令：道路を新設、又は改築する場合における道路の構造（幅員、線形等）の一般的な技術基準を定めた政令

## 都市計画道路（大通など 181 路線）の変更

---

### 1 都市計画変更の概要

3・1・2 大通 など 181 路線の車線数を決定する

### 2 都市計画変更の経緯

- 都市計画道路については、「道路の種別」、「名称」、「位置」、「区域」及び「構造」を都市計画で定めることとしており、「構造」の一項目として「車線の数」を定めることとされている。
- 都市計画道路に「車線の数」を定めることとなったのは、平成 10 年の都市計画法施行令の改正以降である。

#### 【平成 10 年の都市計画法施行令の改正】

- ・ 都市計画の決定主体（北海道決定、札幌市決定など）及び大臣認可の要否の判断基準として、従来は道路の「種類（国道、道道など）」と「幅員」を採用していたが、「幅員」に代えて、道路の交通処理機能をより端的に反映する「車線の数」を採用することとされた。
- ・ これに伴い、都市計画で定める事項の一項目として「車線の数」が追加された。
- ・ ただし、都市計画法施行令の改正前に既に都市計画決定されている路線については、改正後初めて行う都市計画変更の際に、併せて「車線の数」を定めることでもよいという経過措置がとられた。

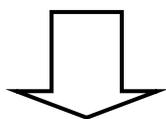
### 3 車線数決定の取り組み状況

- 都市計画法施行令の改正（以下「施行令改正」という）以降、新規に都市計画決定する路線及び都市計画変更を行う路線については、車線数を定めている。
- 施行令改正から 13 年が経過した現在、歩行者専用道路などの特殊街路を除く札幌市内の都市計画道路 261 路線のうち、車線数が定まっているのは 70 路線（27%）である。
- 施行令改正前に都市計画決定され、施行令改正後に都市計画変更を行っていない 191 路線については、都市計画上、車線数が未決定である。

#### 4 今回の都市計画変更の理由と目的

- 経過措置がとられているものの、車線数が定まっていない 191 路線について、これまでの「都市計画変更に併せて車線数を定める」という方法では、全ての路線の車線数を定めるまでに相当な年数が予想される。
- 平成 22 年に策定された道央都市圏の「都市交通マスタープラン(※)」において、交通実態調査や現況分析が行われ、都市計画道路の車線数や交通容量などが整理された。

車線数が未決定の 191 路線のうち、国道区間がある 9 路線を除き、182 路線（桑園・発寒通を含む）について、車線数を定める。



都市計画道路の各路線の道路構造がより明確になり、  
各路線が担う交通機能がわかりやすくなる

- ◆ 国道区間がある都市計画道路 9 路線については、国道管理者や周辺自治体などの関係機関との協議が整い次第、速やかに車線数を定めることとする。

〔「国道区間がある都市計画道路」とは、国道 230 号の区間がある石山通や、  
国道 5 号と国道 231 号の区間がある創成川通などの路線〕

#### ※ 道央都市圏の「都市交通マスタープラン」

道央都市圏における交通の現状や将来の課題を把握し、あるべき将来像を実現するための望ましい交通体系をまとめたもので、長期的（概ね 20 年間）に実現を目指す骨格交通網や、取り組むべき各種施策を取りまとめている。